

# 天童市生け垣設置奨励補助金交付規程

昭和63年7月22日

市告示第32号

## (目的)

第1条 市長は、生け垣の設置を奨励し、緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進するため、市民が新たに生け垣を設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。)及びこの規程の定めるところにより、補助金を交付する。

## (補助金交付の対象)

第2条 補助金の交付は、次に掲げる要件を満たす生け垣を行政区域内に設置する土地の所有者又は土地の所有者の同意を得た使用者を対象とする。

- (1) 生け垣は、道路、公共施設等に面する部分を含み、その延長が3メートル以上であること。
- (2) 生け垣用樹木は列状に並び、かつ、外部から眺望できる部分の高さがおおむね1メートル程度で、植栽本数は延長1メートル当たり2本以上であること。ただし、樹種樹形等により市長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 生け垣として植栽する樹木の種類は、本市の気候風土に適し、かつ、他に害を及ぼすおそれのないものであること。
- (4) 生け垣は、住宅敷地、事務所等の敷地(駐車場を含む。)内に設置されるものであること。

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度市長が定める予算の範囲内で生け垣設置に要した費用のうち、樹木購入に係る費用の2分の1以内の額とし、一敷地当たり50,000円を限度とする。

## (補助金交付申請書)

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 生け垣設置事業計画書(様式第1号)
- (2) 設計書又は見積書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

## (実績報告書)

第5条 実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 生け垣設置完成届(様式第2号)
- (2) 樹木購入費に係る書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

## (生け垣の管理)

第6条 補助金の交付を受けて設置した生け垣は、適切な管理に努め、原則として設置後5

年間は抜取、改植、移植等をしてはならない。

(書類の提出)

第7条 この補助金に関して、市長に提出する書類は、正副2部とする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年8月1日から施行する。

様式 省略